一　認定免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号

二　認定の番号

三　無線局の免許の番号及び航空機名

四　廃止した年月日

2　前項の届出書の様式は、別表第五号の十五のとおりとする。

第二十五条の三十二　法第二十二条の規定に基づき無線局の廃止を届け出た認定免許人は、当該無線局に係る無線設備等保守規程について、前条に規定する廃止の届出を行わなければならない。

第二十五条の三十三　認定免許人は、無線設備等保守規程を廃止したとき又は認定の取消しを受けたときは、遅滞なく無線設備等保守規程認定書を返さなければならない。

（相続等に関する規定の準用）

第二十五条の三十四　第二十条の二（第三項を除く。）の規定は、認定免許人の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定の番号、認定の年月日及び認定免許人の氏名又は名称」と読み替えるものとする。

［**第六章**　略］

別表第五号の十二　無線設備等保守規程の認定申請書の様式（第25条の26第２項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

無線設備等保守規程認定申請書

年　月　日

総務大臣　殿

収入印紙貼付欄 （注１）

電波法第70条の５の２第１項の規定により、無線設備等保守規程の認定を受けたいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　申請者（注２）

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　―　）

［**第六章**　同上］

［新設］